

## 共通目的事業へ支出すべき授業目的公衆送信補償金の額の算出方法に係る政令について

### 1. 法改正の趣旨及び改正内容

「著作権法の一部を改正する法律」（平成30年法律第30号）による改正著作権法（以下「新法」という。）第35条では、学校等が行うICT活用教育における著作物等の利用の円滑化を図るため、現在権利制限の対象となっているコピー（複製）や遠隔合同授業におけるネットワークを通じた送信（公衆送信）に加えて、新たに遠隔合同授業のための公衆送信以外の公衆送信等についても広く対象とすることとしている。また、権利者の正当な利益とのバランスを図る観点から、新たに権利制限の対象となった公衆送信については権利者に補償金（授業目的公衆送信補償金）の請求権を付与することとしている。

補償金請求権については、著作物等を利用する教育機関側と権利者側の双方の手続費用を低減するため、文化庁長官が全国を通じて一個に限り指定する団体（以下「指定管理団体」という。）がある場合には、当該団体によってのみこれを行行使できることとしている。

今回の補償金制度では、教育現場における手続的負担等の観点から、教育機関における個々の著作物利用行為に応じて支払う個別従量徴収方式よりも具体的な利用実績に依らず所定の額の補償金を支払う包括徴収方式が見込まれる。その際、権利者への分配については、例えば一定期間行ったサンプリング調査の結果による場合、学校等で利用される著作物の多様性から、サンプリング調査等の結果から漏れる権利者も一定割合出てくることが想定されるほか、個々の利用が少額の利用であるため、零細で分配しきれない権利者の存在を回避することが困難となる。

このように、実際に学校等において著作物の利用がなされたにも関わらず補償金の分配を受けられない権利者が生じる可能性が見込まれることを踏まえ、その権利者が得るべき利益に適切に配慮する観点から、指定管理団体が徴収した補償金の一部を権利者全体の利益となるような事業（共通目的事業）に支出することを義務付けることとした（以下、当該金額を「共通目的事業支出金」という。）。

## 2. 政令委任の趣旨及び内容

(著作権等の保護に関する事業等のための支出)

第百四条の十五 指定管理団体は、授業目的公衆送信補償金の総額のうち、授業目的公衆送信による著作物等の利用状況、授業目的公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算出した額に相当する額を、著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

3 文化庁長官は、第一項の事業に係る業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

1. で述べた趣旨を踏まえ、共通目的事業支出金の額は、実際に学校等において著作物の利用がなされたにも関わらず補償金の分配を受けられない権利者に支払われるべき額について、一定の合理的な方法に基づき算出することが求められる。

具体的には、例えば、包括徴収方式に係るサンプリング調査の結果から漏れる権利者の割合や、分配額に比して分配に係る事務費用が過大となるような少額の利用に供される著作物の程度といった点が額の算出にあたって重要な要素となるものと考えられる。このことを踏まえ、共通目的事業支出金の額の算出に当たっては、「授業目的公衆送信による著作物等の利用状況」及び「授業目的公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用」を勘案する旨を規定することとしている。

また、包括徴収方式の場合は、利用実績の把握がサンプリング調査等によって行われることが想定されることから、補償金の支払を本来受けられる権利者が生じる可能性がより高いと考えられる一方、個別従量方式の場合は、分配に係る事務に要する費用が高い場合や権利者が不明な場合等の特別な事情がある場合を除いて、基本的に、権利者に正確に補償金を分配することが可能であるという違いがある。このため、共通目的事業支出金の額の算出に当たっては、授業目的公衆送信補償金の徴収方式についても勘案されるように「その他の事情」を勘案する旨を規定することとした。

そしてこれらの考え方を共通目的事業支出金の額の算出において考慮するべく、具体的な算出方法は政令で定めることとしている。

以上の経緯から、今回当該政令を定めるため、著作権法施行令の一部を改正することとした。

### 3. 政令の内容

(著作権等の保護に関する事業等のために支出すべき授業目的公衆送信補償金の額の算出方法)  
第五十七条の十一 法第百四条の十五第一項の事業のために支出すべき授業目的公衆送信補償金の額は、著作物等の利用の実績に応じて支払う方法以外の方法により支払われた授業目的公衆送信補償金の総額に授業目的公衆送信による著作物等の利用状況、授業目的公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用その他の事情を勘案して文部科学省令で定める割合を乗じて算出するものとする。

共通目的事業のために支出すべき額は、包括徴収方式により支払われた授業目的公衆送信補償金の総額に、授業目的公衆送信による著作物等の利用状況、授業目的公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用その他の事情を勘案して文部科学省令で定める割合を乗じて得た額とする。

2. で述べたとおり、個別従量徴収方式の場合には、著作物等の利用実績を広く把握して、利用された著作物等の権利者に補償金を正確に分配することが可能である一方、包括徴収方式の場合には、サンプリング調査など一定の効率的かつ合理性のある方法によって利用実績の大まかな傾向を把握することとなり、実際には著作物等が利用されたにも関わらず補償金の分配を受けられない権利者が生じることが想定される。このため、授業目的公衆送信補償金のうち、包括徴収方式により支払われた額のうち一定割合を権利者全体の利益となる共通目的事業に支出させることとする。

具体的な割合については、著作物等の利用状況やサンプリング調査の精度等を踏まえつつ機動的に変更し得るようにしておくことが適切であるため、勘案要素を規定しつつ、文部科学省令に委任することとする。

※なお、省令については今後の補償金額の料金体系や著作物の利用実態の把握等を踏まえながら文化庁において検討を進める予定。

#### 《参考：主なスケジュール》

- |                      |                |
|----------------------|----------------|
| (11月17日(土)～12月9日(日)) | 政省令パブリック・コメント) |
| 12月10日(月)～12月11日(火)  | 使用料部会(持ち回り審議)  |
| 12月12日(水)～12月14日(金)  | 著作権分科会(持ち回り審議) |

※政令は年内に公布を予定。